



平成 27 年 12 月 15 日

各 位

上場会社名 クラボウ（倉敷紡績株式会社）
代表者 取締役社長 藤田 晴哉
（コード番号 3106）
問合せ先責任者 取締役執行役員・総務部長
本田 勝英
（TEL 06-6266-5111）

不適切行為に関する再発防止策等に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 24 日に公表いたしました「特別調査委員会の報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、従業員による循環取引等の不適切行為に関する報告書を受領し、今般の不適切行為の発生を改めて真摯に反省するとともに、報告書において指摘された原因及び再発防止策の提言について検討いたしました。その結果、本日開催の取締役会において再発防止策、関係者の処分について決定いたしましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家をはじめご関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後はコンプライアンスの遵守を徹底し、グループ一丸となって信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本件不適切行為の概要

当社の繊維部門の営業担当であった元従業員が、複数年に亘って、循環取引等の不適切行為を行い、過大な売上及び利益を計上していたことが判明いたしました。これを受けて弁護士・公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、同委員会において前記不適切行為及びこれに類似する行為の有無を調査した結果、元従業員以外に従業員 6 名が類似行為を行っていたことが判明いたしました。

また、平成 27 年 11 月 9 日に公表いたしました「グループ会社従業員による横領事案の発生について」に記載のとおり、調査期間中に繊維事業グループ会社の営業補助担当者が繊維原料の不当転売により得た金銭の横領を行っていたことが判明いたしました。判明後、特別調査委員会の調査とは別に、グループ会社は顧問弁護士を含めたメンバーにより調査した結果、営業補助担当者が繊維原料について私的転売目的での仕入れを行い、転売先から得た現金を着服していたことが確認されました（以下、前記を併せて「本件不適切行為」といいます。）。

本件不適切行為による決算への影響額に関しましては、本日公表いたしました「平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算短信の提出及び過年度の決算短信等の訂正並びに有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」に記載しております。

2. 発生原因

(1) 環境的原因

需要時期と生産時期にタイムラグがあるという繊維業界における商環境やその他の取引環境

(2) 繊維事業グループにおける企業風土上の問題・循環取引に関する規範意識の低さ

- ①一部従業員の低い規範意識、循環取引等の不適切行為の重大な弊害についての認識不足
- ②過去の循環取引に対する処分の甘さ、処分の社内周知の不実施
- ③根本原因の追及不足

(3) 繊維事業グループにおける内部統制上の問題

- ①営業業務マニュアルの不完全性及び不徹底
- ②上司による監督不足
- ③過去の循環取引発覚時における不十分な取引先対応
- ④過去の類似行為発生時の不十分な対応（報告・原因究明・対策・周知徹底・処分）
- ⑤人事の固定化

3. 再発防止策の概要

今回策定した再発防止策の概要は以下のとおりであります。

(1) 企業風土・社員の意識改革

本件不適切行為の発生原因のひとつが、循環取引等の不適切行為が企業の社会的信用毀損や回復不能の損失をももたらす重大な不正行為であるという認識が徹底されておらず、不適切行為を行ってはならないという意識が十分に浸透していなかったことにあったことを真摯に反省いたします。

今後は、倫理ある風土を再構築し、コンプライアンスに対する社員の意識を改革するため、繊維事業グループのみならず全グループの役職員に対し、「クラブウグループ倫理綱領」をはじめとするコンプライアンスに関するルールの再徹底をはかるとともに、具体的な事例に基づき、不適切行為が企業価値の毀損をはじめとする事業運営に与えるリスクを認識するための教育プログラムを構築し、役職員への研修会を定期的実施いたします。

また、再発防止の観点から、不適切行為が発生した場合には、懲戒処分を含む厳格な対応を行い、その結果を社内公表することにより、不正を許さない組織風土を築きます。

(2) 内部統制の強化

繊維事業グループに関する取引について、循環取引等の会計不正に関する「べからず集」を作成し、禁止事項を具体的に定め、営業課会等において定期的に周知することで、「営業業務マニュアル」の実効性を確保いたします。

また、繊維事業グループ不正監査チームを設置し、同時に売上や利益に関する異常値を抽出するシステムを構築するとともに、実地棚卸の実施方法を見直すなど、不正管理視点による実効的な内部監査を実施いたします。

売買契約等にかかる承認手続きを厳格化し、さらには、人事ローテーションを定期的実施するとともに、長期間にわたり同一業務を担当する者に対しては、不正リスクを発見するためのより詳細な内部監査を実施する仕組みを導入いたします。

(3) 繊維事業グループのお取引先様への周知

お取引先様に対し、本件不適切行為についての経緯をご説明のうえお詫びし、万一当社グループの担当者から不適切取引を依頼された場合には、当社公益通報窓口へ通報することをお願いいたします。

4. 処分等について

当社は、今回の事態の重大性を厳粛に受け止め、本件不適切行為の実行者及びその管理者に対し社内規定に基づく厳格な処分を行います。

役員についてもその監督責任、また決算発表遅延、過年度決算の訂正等の影響に鑑み、以下のとおりの処分を行います。

(1) 執行役員解任：繊維部門 執行役員 1名

(2) 報酬減額

ア. 代表取締役	月額報酬の50%、1カ月
イ. 繊維部門関係取締役・常務執行役員	月額報酬の50%、1カ月
ウ. 上記以外の取締役及び常勤監査役	月額報酬の30%、1カ月
エ. 繊維部門・経理部門関係執行役員	月額報酬の10%、1カ月

<本件問合せ先>

クラブウ 総務部広報グループ担当 北勝・山崎
TEL 06-6266-5071

以 上